

# **社外取締役兼業の審査に関するガイドライン**

平成31年3月22日

當利企業役員等兼業審査委員会

はじめに	1
1. 許可対象者	1
2. 兼業先企業及び兼業先企業における職務内容	
(1) 兼業先企業の事業内容	1
(2) 社外取締役としての役割	2
(3) 必要な知見	2
3. 兼業従事期間及び報酬	
(1) 許可期間、更新限度	2
(2) 報酬の水準	3
4. 本学への影響	
(1) 兼業の負担が与える影響	3
(2) 本学への成果の還元	3
(3) 利益相反	4
5. 兼業によるリスク	
(1) 責任限定契約	4
(2) 不祥事等発生時の対応策	4
6. 許可後のマネジメント	4

## はじめに

このガイドラインは、東京大学教職員兼業規程において、新たに許可対象として規定された「株式会社の社外取締役兼業」について、教職員から許可申請があった場合に、営利企業役員等兼業審査委員会が審査を行うに際しての指針となるよう、対象範囲、審査基準及び考慮すべき要素等の必要な事項を取りまとめて、適正な審査の実施に資することを目的としたものである。

### 1. 許可対象者

社外取締役としての職責を考慮すると、本学における勤務時間を自らコントロールすることができる立場でなければ本務に支障が生じることがあるため、許可対象者は、裁量労働制が適用される大学教員（教授、准教授、講師、助教及び助手。以下「教員」という。）に限られる。なお、助教のように本務の研究に専念すべき者から社外取締役兼業の申請があつた場合には、所属部局の意見も聞いたうえで慎重に審査する必要がある。また、部局長の職にある者については、当該部局の管理・運営を担う重責にあり、職務に専念することが求められている。また、その職責との関係で、自身の研究分野のみならず、部局内の研究活動について組織の長としての責任を有しており、特定の企業の社外取締役となることが、企業との共同研究や受託研究等に影響を与える可能性も否定できない。これらの要素を総合的に勘案しつつ、部局長が社外取締役兼業を行うことの可否は慎重に審査する必要がある。

#### ※ 役員の職にある者の取扱いについて

役員の職にある者のうち、理事については、役員会において兼業の許可が判断されることとなるが、大学の管理・運営を担う重責にあることから、職務に専念する必要があり、また、その職責との関係で、特定の企業の社外取締役となることにより、関係部局の研究活動に影響を与える可能性が否定できない。

しかし、既に社外取締役の職に就いている者を理事として迎える場合等も想定されるため、一律に許可対象から外すことは適切ではなく、個々の申請について必要な審査を行い、許可を行っていくことが重要であると考えられる。

また、総長及び監事については、文部科学大臣の任命であることから、兼業の許可は文部科学省で判断されることになる。

### 2. 兼業先企業及び兼業先企業における職務内容

#### (1) 兼業先企業の事業内容

社外取締役兼業を行う上でのリスクという観点からは、ガバナンス体制が整備された企業である必要がある。上場企業であれば、株式を上場する際に企業内容やガバナンス体制等について一定の審査を受けていること等から、相対的にはリスクが小さいと考えられる。また、上場企業でなくとも、公共的要素が強い政府出資による企業についても同様であり、許可対象企業としては、これらが原則となると考えられる。

ただし、上記に該当しない場合にあっても、非上場としている企業の中には、企業のガバナンス体制や業績等を広く公開している企業もあり、ガバナンス体制やリスクの程度が上場企業と同様と見なしうる場合には、兼業を承認することが妥当な場合もある。

また、外国会社（外国の法令に準拠して設立された営利法人。以下同じ）への兼業も想定されるが、外国会社には機関構成や役員の義務責任等が大きく異なるものもあり、また事業リスクも十分に把握できないことがあり得るため、当面は許可対象として相応しいものとは考えられない。

さらにガバナンス体制やリスクの程度のみならず、業種又は個々の企業の事業目的、経営方針等を始めとする企業特性をも考慮して、教員としての職務の遂行に悪影響を与えるおそれがなく、本学の社会的信頼性及び業務遂行の公正性の確保に支障が生じないかという観点から、本学教員の兼業先として相応しいかどうかを確認する必要がある。

#### （2）社外取締役としての役割

社外取締役の果たすべき役割の主な機能としては、①業務執行者の監督、経営のための助言を行う機能（助言機能）、②経営者の評価・選解任その他の取締役会における重要事項の決定に関して議決権行使することなどにより、経営全般を監督する機能（経営全般の監督機能）、③会社と経営者との取引の承認など会社と経営者等との間の利益相反を監督する機能（利益相反の監督機能）等が考えられる。

社外取締役の就任が単なる名義貸しとなるような場合には許可対象として適切ではないため注意が必要であり、本学教員が兼業先企業からどのような役割を求められ、何を期待され取締役の就任を依頼されているのかを確認する必要がある。

#### （3）必要な知見

社外取締役の果たすべき役割は、業務執行者の監督、経営のための助言又は経営全般の監督などの多様なものが考えられる。

また、会社の設置形態（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社）によっても社外取締役の役割は大きく異なり、特に、監査等委員等、各委員会の委員に就任する場合には、企業経営に対して助言する能力だけではなく、当該委員として職務を遂行する能力が要求されることとなる。

このように、要求される能力や役割は就任する社外取締役の職務に応じて異なり、その職責を十分に果たすためには、企業の事業分野に関連する専門知識だけではなく、コーポレート・ガバナンスを含む会社経営一般に関する知識等の幅広い知見が求められる場合もあり、教員が社外取締役として就任する際には、どのような役割を果たすことを期待されているのかを慎重に確認する必要がある。審査にあたっては、企業から期待されていることについて、申請書類及び企業からの依頼状により判断するほか、必要に応じてさらなる調査を行うことなども考えられる。

### 3. 兼業従事期間及び報酬

#### （1）許可期間、更新限度

会社法上、公開会社である株式会社の取締役の任期は原則2年以内（定款又は株主総会決議によって任期を1年とする企業もある。なお指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社の取締役の任期は、公開会社であるか否かを問わず1年である）であり、本学においては社外取締役兼業の許可期間を兼業先企業の取締役の任期と合わせる運用として、1回の申請で許可することができる期間は、2年以内とすることが適当である。

取締役の再任に伴う兼業許可の更新限度については、一律に規制することは難しいが、

兼業があまりに長期間となると、企業側にとっても、社外取締役のあり方として適切か否かが問題となる可能性があるが、許可する大学側としては、本務への影響及び企業との関係における公平性・信頼性の確保等を考慮して、ある程度の制約をかけることが必要である。

なお、公開会社でない株式会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）においては、定款によって取締役の任期を2年以上に伸張することが可能であるが、取締役の任期が2年を超える場合には、兼業許可期間は2年を限度とし、兼業許可満了日までに兼業承認の更新のための再審査をすべきである。

#### （2）報酬の水準

報酬の水準は、企業が期待する役割や企業の規模・業績に応じて決まることから、適正な報酬額を一律に論じることはできない。

一方で、本務である本学の教員として支給される給与の額との均衡も考慮すべきであり、仮に取締役として得る報酬額が、本学の教員として支給される給与の額をはるかに超えている場合等は、従事時間の多寡にかかわらず、兼業に傾注するあまりに本務を疎かにして悪影響を与えていたのではないかとの疑念が生じる恐れがあることに留意すべきである。

また、社外取締役に就任するにあたって当該企業の株式やストックオプションを保有する場合にも注意が必要である。

### 4. 本学への影響

#### （1）兼業の負担が与える影響

社外取締役の職務内容及び従事期間・時間等により、本務の教育・研究等への支障が大きいと判断される場合は、兼業の許可に慎重であるべきである。本務への負担について、兼業件数が1件の場合であっても負荷が重い場合もありうるし、兼業1件1件の負荷が小さくとも複数の兼業を行うことにより全体の負担が大きくなる可能性もあるため、兼業の許可にあたっては、当該兼業の従事日数等に加えて、他の兼業状況も含めた負担の程度を確認し判断する必要がある。

なお、当然のことながら、従事日数の合計が兼業規程の上限（兼業に従事する総日数が4週間につき1週間（土曜日及び日曜日を含む。）あたり3日）を上回ることのない範囲となる必要がある。

#### （2）本学への成果の還元

社外取締役に従事することで、大学では得ることが難しい貴重な実務経験を得られ、研究分野の知識が深められ、本学の教育・研究へ成果が還元されることを期待できることが、社外取締役兼業を認めるメリットの一つである。

教員が社外取締役に就任する際には、その職務の経験が、本学における教育・研究活動の活性化に寄与することが期待されるものであることを確認する必要がある。

### (3) 利益相反

社外取締役兼業を行うことによって発生する利害と、教員としての利害との間で利益相反状態となる可能性がある。例えば、本学と取引のある企業との利益相反については、教員が社外取締役を兼業している企業との取引においていかなるバイアスもかかっていないという説明が常に対外的に行えるよう、適切なマネジメントがなされ、公平性及び信頼性が確保される必要がある。

まず社外取締役兼業を行っている教員については、利益相反マネジメントの対象として、利益相反にかかる自己申告書を利益相反委員会に提出させる必要がある。

このほか、社外取締役兼業に加えて、共同研究の実施、寄付金の受入、さらに株式を保有しているというような条件が重なってくる場合には、利益相反状態が本務に弊害をもたらしやすいと言えるため、特に注意が必要であり、教員が社外取締役兼業の許可申請を行うにあたっては、事前に所属部局のアドバイザリー機関に相談し指導を受けることを求める必要がある。

また、教員が社外取締役に就任する際には、兼業先企業との共同研究契約が締結される場合やその他利益相反が生じる可能性のある事項の意思決定には参画しないことについて予め兼業先企業と合意しておくことも必要な対応策となる。

## 5. 兼業によるリスク

### (1) 責任限定契約

兼業従事者の本務に与える悪影響を防止する観点から、取締役としての責任を追及されるリスクはできるだけ限定しておくことが望ましい。このため、許可にあたっては、兼業従事者と兼業先企業との間で会社法第427条に基づく責任限定契約の締結（予定を含む）が必須となる。

### (2) 不祥事等発生時の対応策

兼業先企業において在任中に不祥事などが起きた場合には、社外取締役の任を辞することも含め、慎重な対応が必要となることも考えられるため、兼業申請の段階で、当該教員が問題に巻き込まれた際に対処できる経験や知識等を有しているかを確認することも重要となる。

## 6. 許可後のマネジメント

社外取締役兼業の許可後に、許可の前提となる申請内容に変更が生じることにより問題が生じる可能性があるため、兼業先企業における事業年度毎に報告書を提出させることに加え、許可後に状況の変更・変化があった場合には、速やかにその旨を報告せることとする。

また、更新を行う際に、事後的チェックの結果、許可基準に適合しなくなったと認められた場合又は社外取締役として適切に役割を果たせていないことが明らかになったと判断される場合等には、許可の取り消しや社外取締役を辞任するよう勧告することも必要である。

なお、兼業状況の公開についても、研究成果活用企業等の役員等兼業と同様、透明性の確保の観点から、半期毎（4月～9月、10月～翌年3月）に本学のホームページ上で公表することとする。